復興庁令

○復興庁令第五号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を実施するため、福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年八月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（第五十九条第一項に規定する会計処理の特例）

2　令和八年度における第五十九条第一項の規定の適用については、同項中「当該償却資産を指定することができる。」とあるのは、「当該償却資産を指定することができる。ただし、償却資産の取得後の事情の変更その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その取得後においても当該償却資産を指定することができる。」とする。

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第千百六十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和九年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○外務省告示第二百五十九号

令和八年六月二十二日にビエンチャンで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　三億七千八百万円

3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日

4　署名者

日本側　小泉勉在ラオス大使

ラオス側　アヌパープ・ヴォンノーケオ外務副大臣

令和八年八月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百六十号

令和八年七月十五日にマレで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　一億五千二百万円

3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　石神留美子在モルディブ大使

モルディブ側　シェリーナ・アブドゥル・サマド外務担当国務大臣

令和八年八月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百六十一号

令和八年七月十九日にプノンペンで、カンボジア王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

令和八年八月十七日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の代表者とカンボジア王国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、カンボジア王国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、五億円（五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2　(1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

3　(1)　被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、4に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

4　日本国政府は、3(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十七年三月三十一日までの期間に、1に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

5　(1)　被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　生産物又は役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b)　生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が免除されることを確保すること。

(c)　贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(d)　贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から要請があった場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f)　日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(g)　(f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(h)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(i)　計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

(j)　被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。